

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】



2024-No.4
2024年2月02日

安保破棄中央実行委員会
〒101-0061東京都千代田区神田三崎町2-11-13
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

沖縄の北谷町・嘉手納町は全域が監視区域となる異常

土地利用規制法・4回目の区域候補 について8団体が政府要請

土地利用規制法にもとづく区域指定を進めている政府は、昨年12月26日に全国28都道府県の184か所を4回目の指定区域候補として示しました。今月指定を決定するとしています。

8団体でつくる「国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動」は1月30日、衆議院第1議員会館で政府に対する要請を行ないました。行動には、安保破棄中央実行委員会の東森事務局長、憲法共同センターの小田川共同代表ら6団体から8人が参加。

要請では、①指定候補地となる区域を擁する自治体から十分な時間をとって指定の可否も含む意見、要望を聴取し決定に反映させること。区域内住民への説明と意見聴取の場も設けること、②基準の不明確な「特別指定区域」の指定は行わないこと、などを要請しました。

とくに、今回の候補に沖縄の米軍基地・自衛隊施設を含む31か所が挙げられ、北谷町・嘉手納町は全面積が「特別監視区域」となっています。また、米軍の保養施設である、うるま市の「タイヨーゴルフコース」や糸満市の平和記念公園の一部も「特別監視区域」にされるという理不尽な内容です。

参加者から、今回の候補が指定された場合、沖縄の県土面積の何%が監視区域となる



内閣府・防衛省（手前）に要請する8団体代表

のか質問しましたが、政府は答えませんでした。また、「特別監視区域」の指定基準が不明な点、関係自治体からの丁寧な意見聴取や、住民への説明なども求めましたが、これまでの回答と同じ内容でした。

原子力空母の母港化反対集会を毎年行なっている横須賀市ヴェルニー公園の使用や、辺野古の座り込みなどへの対応については、これまでと変わらないという趣旨の回答でした。

政府はこれまで、合計399か所を区域指定し、今回候補に示された区域を含めると、全国48都道府県に監視区域435、特別監視区域148で、合計583か所となり、政府が予定していた600か所に近いものとなります。内閣府は、大規模指定は今回で終了するとなりました。

今後、本格的な監視体制をはじめ法の運用がおこなわれることになり、法の乱用を許さず、廃止を求める運動が重要になります。